

徳島県告示第七号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和五年一月十三日から施行する。

令和五年一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中「浅川加入区」を「鞆浦第一加入区」に、「浅川漁業協同組合の地区」を「鞆浦漁業協同組合の地区のうち海陽町浅川の区域」に、「鞆浦加入区」を「鞆浦第二加入区」に、「鞆浦漁業協同組合の地区」を「鞆浦漁業協同組合の地区のうち海陽町鞆浦の区域」に改める。